## 障害者活躍推進計画

機関名	山梨県教育委員会
任命権者	山梨県教育委員会
計画期間	令和5年4月1日~令和8年3月31日(3年間)
山梨県教育委	山梨県教育委員会においては、法定雇用率が未達成の状況が続いてお
員会における	り、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容につい
障害者雇用に	て再点検を行ったところ、障害者の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が更
関する課題	に低下することとなった。
	このため、平成31年1月1日~令和2年12月31日までを計画期間
	とし、法定雇用率2. 4%(令和3年3月以降、2. 5%)を目指す障害
	者採用計画を作成し、積極的な雇用拡大に努め、令和2年6月以降、継続
	的に法定雇用率を達成しているところである。
	一方、令和5年3月1日、教育委員会に適用される法定雇用率について、
	令和6年4月1日に2.7%、令和8年7月1日に2.9%と段階的に引
	き上げられることとなった。
	今後も、障害者に安心して働いてもらうための職場環境づくりのため、
	管理監督者を対象に職場での配慮やサポートについて学ぶ研修を知事部
	局と共同で実施するとともに、令和元年7月に制度を整備した在宅勤務や
	早出・遅出勤務、休憩時間の弾力的取得などの制度を活用することにより、
	職員が働きやすい職場であることを実感してその能力を最大限発揮し、継
	続して働き続けられるよう、さらなる職場環境づくりを進めていく必要が
	ある。
	また、本計画を達成するために、新規障害者雇用枠の増設や職域の拡大
	など、積極的な採用活動を行い、引き上げ後の法定雇用率の達成を目指す
	必要がある。
目標	
① 採用	【実雇用率】(各年6月1日時点)
に関する目	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
標	(参考)令和4年6月1日時点の実雇用率:2.60%
	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2 定着	不本意な離職者を極力生じさせない
に関する目	(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年
標	度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ 満足	【ワーク・エンゲージメント】初年度の基準を上回る
度、ワーク・	
エンゲージ	
メントに関	(評価方法)毎年4月時点で在籍している障害者(新規採用を除く)に対
する目標	し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
4 + +	
リア形成に	毎年度新たな職域を開拓する
関する目標	
	(評価方法)毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。
取組内容	
ながらい。	

## 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 〇障害者雇用推進者として総務課長を選任する(令和元年に選任済)。 (1)組織面 ○毎年度6月までに、障害者雇用推進者、人事担当部署の責任者等を構成 員とする「障害者雇用推進チーム」を設置するとともに、同チームの下 に実務者チームを設置し、障害者である常勤職員・会計年度任用職員に 広く参画を呼びかける。 〇「障害者雇用推進チーム」について、原則として年2回、実務者チーム については適宜(概ね年2回以上)開催し、障害者活躍推進計画の実施 状況の点検・見直し等を議題として扱う。 〇毎年度8月までに、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障 害者雇用推進チーム、実務者チーム、障害者職業生活相談員等)を整備 するとともに、山梨労働局等の組織外の関係機関と連携体制を構築し、 役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、 定期的に更新を行う。 (2)人材面 ○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)全員に ついて、山梨労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受 講させる。 〇障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、山梨労働 局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案 内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限 る。)。 ○職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について、 知事部局が開催する障害者雇用促進研修会への受講案内を行い、参加を 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 2. 〇現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に 1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について 検討を行う。 〇所属において、年に2回以上、障害者と面談を行い、障害者と業務の適 切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行 う。 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 (1) 職務環|〇障害者からの要望を踏まえ、環境整備や就労支援機器の購入を検討する 境 (出入口へのスロープ設置の実績あり)。 ○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェッ クリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 〇新規に採用した障害者については定期的に面談を行い、必要な配慮等を 把握し、継続的に必要な措置を講じる。 〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、 過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 (2) 募集•採 │○大学生を対象としたインターンシップの中で障害学生の受け入れを行 うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対 用 象とした職場実習を積極的に行う。 ○教育委員会での業務経験を踏まえ一般企業等への就職へ繋げるチャレ ンジ雇用にも引き続き取り組む。

○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳 者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫す る。また、教職員の採用について、職種や障害種別拡充を検討する。 ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、本採用までに少ない勤 務時間での慣らし期間を設ける等障害特性への配慮を行う。 〇会計年度任用職員及び臨時的任用職員として一定期間勤務した後、選者 を経て常勤職員として採用するステップアップの枠組みの導入につい て検討を行う。 〇会計年度任用職員及び臨時的任用職員の募集・採用に当たっては、以下 の取扱いを行わない。 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 自力で通勤できることといった条件を設定する。 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられるこ と」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 〇テレワーク勤務の活用を促進するとともに、早出遅出制度や休憩時間の (3)働き方 弾力化など柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 〇時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○会計年度任用職員や臨時的任用職員として一定期間勤務した後、選考を (4) キャリ ア形成 経て常勤職員として採用するステップアップの枠組みを導入について 検討を行う。(再掲) ○会計年度任用職員や臨時的任用職員について、採用の時点で中長期的な キャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各 職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、任期終了ま で残り4か月となった時点で職務経験の総括的な振り返りを行うこと により、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように 支援を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施す (5) その他 ○障害者からの要望を踏まえ、定期的な面談の設定及び必要に応じて随時 の人事管理 面談を実施し、状況把握・体調配慮を行うとともに、障害特性に配慮し た職場介助、通勤への配慮等の措置について、過重な負担にならない範 囲で適切に実施する。 〇中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。) について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等 や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等 により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な 支援や配慮を講じる。 4. その他 〇「山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るた めの方針」に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の 活躍の場の拡大を推進する。 〇民間事業主における障害者の活躍を促進するため、法定雇用率以上の対 象障害者を雇用している場合、公共調達の競争参加資格に加点を行う。

〇県教育委員会に任命され、就業場所が県内小中学校の職員については、 労務管理等を実施する市町村教育委員会等との連携を密にし、本人の同 意が得られた場合に必要な合理的配慮の内容を市町村教育委員会等へ 申し送りを行う。